

健康保険とは

健康保険はみなさんの健康を守る大切な制度です

病気やけがをしたとき、その医療費を私たちが全額支払うとしたら大変な負担です。

日頃から病気やけがに備えて、働いている人たちが収入に応じて保険料を出し合い、会社も保険料を負担して、本人やその家族が軽い負担で安心して医療を受けられるために設けられたのが健康保険です。

健康保険組合とは

民間の会社などで働く人を対象とした健康保険の保険者には2つの種類があります。

健康保険組合（組管掌健康保険）

健康保険組合は、健康保険事業を営む公法人で、厚生労働大臣の認可を受けて設立します。設立の単位で、単一組合と総合組合に分けられます。

単一組合

ひとつの会社が単独で設立する場合で、おおむね700人以上の従業員が必要です。「ヨドバシカメラ健康保険組合」はこちらに属します。

総合組合

同じ業種の会社、または業種が違ってても一定地域の会社が集まって設立する場合で、おおむね3,000人以上の従業員が必要です。

全国健康保険協会（協会けんぽ）

健康保険への加入が義務づけられる事業所で、健康保険組合が設立されていない場合は、全国健康保険協会に加入します。全国健康保険協会は国から切り離された非公務員型の公法人です。

健康保険組合のメリット

1 加入者の声が反映されます。

健康保険組合は事業主と従業員の代表によって自主的・民主的に運営されるしくみになっています。このため加入者の声が事業に反映され、事業所の実態に合った運営が行われます。

2 実情に合った保険料率を決めることができます。

保険料率を一定の条件下で自主的に決めることができます。



3 プラスαの給付を行うことができます。

法律で決められた給付のほかに、それぞれの組合の財政状態に応じて付加給付を行うことができます。

4 保健事業を行えます。

事業主と一体になって、健康づくり事業、健康診断など、加入者のための独自で、きめ細かい保健事業を行うことができます。

健康保険組合の組織と運営

健康保険組合は、事業主が選定する議員と被保険者の中から選ばれた議員とによって自主的・民主的に運営されます。

▶ 組合会（議決機関）

組合の規約、事業計画、予算、決算などの重要事項を決める議決機関で、事業主が選んだ選定議員と被保険者によって選ばれた互選議員とで構成されます。

▶ 常務理事

常務理事は全理事の中から理事長の指名により選ばれます。理事長を補佐し、日常の事業運営に必要な事項を処理します。

▶ 理事会（執行機関）

組合会で決定された事業計画を実施する執行機関で、選定議員と互選議員の中から選ばれた同数の理事で構成されます。

▶ 監事

監事は健康保険組合の適正な運営を期するため、組合会議員の中から選ばれ、組合の業務執行および財産状況の監査を行います。

▶ 理事長

理事長は選定理事の中から全理事の選挙により、選ばれます。理事長は組合運営の最高責任者で、健康保険組合を代表します。

▶ 議員定数

組合会議員は、選定議員7名（うち選定理事3名、監事1名）、互選議員7名（うち互選理事3名、監事1名）計14名で、任期はそれぞれ3年です。